

平成四年通商産業省令第八十号

計量単位規則

計量法(平成四年法律第五十一号)第六条、第七条、第九条第一項及び附則第七条並びに計量單位令(平成四年政令第三百五十七号)第七条第二号及び第三号、第十条並びに第十二条第一号の規定に基づき、計量単位規則を次のように定める。

(織度、比重その他の物象の状態の量の計量單位)

第一条 計量法(平成四年法律第五十一号。以下「法」という。)第六条の經濟産業省令で定める計量単位及びその定義は、別表第一のとおりとする。

(記号)

第二条 法第七条の經濟産業省令で定める計量單位の記号は、次のとおりとする。

一 法第三条及び第四条に規定する計量單位にあつては別表第二に掲げるもの

二 法第五条第一項に規定する計量單位にあつては次に掲げるもの

イ 計量單位令(平成四年政令第三百五十七号。以下「令」という。)第四条第一号に規定する計量單位があつては前号に規定する計量單位の記号の直前に別表第三に掲げる記号(以下「接頭語の記号」という。)を付したもの

ロ 令第四条第二号に規定する計量單位にあつては令別表第五の第二欄に掲げる計量單位の記号の直前に接頭語の記号を付したもの

ハ 令第四条第三号に規定する計量單位にあつてはロに規定する計量單位の記号の直前に接頭語の記号を付したもの

三 法第六条の規定に基づき第一条に規定する計量單位にあつては別表第五に掲げるもの

四 法附則第七条の經濟産業省令で定める計量單位の記号は、次のとおりとする。

一 法附則第五条第一項の規定に基づき令第八条に規定する計量單位にあつては別表第六に掲げるもの

二 法附則第六条第一項に規定する計量單位にあつては別表第七に掲げるもの

(特殊の計量に使用する計量器)

第三条 法第九条第一項の經濟産業省令で定める特殊の計量に使用する計量器は、法第五条第二

項で定める計量単位それぞれについて令第五条に定める特殊の計量以外の計量に使用されないことが当該特殊の計量に使用される旨の表示その他の当該計量器の外観から明らかなものとする。

(光度)
光源の放射する光のスペクトルが連続スペクトルであるものにあつては、左に掲げる式によるもの

$I = K_m \sum_{\lambda} V(\lambda) I_e(\lambda) d\lambda$

ここで、
 I は、定めようとする光度を表す値
 K_m は、最大分光視感効果度
 $V(\lambda)$ は、波長 λ の分光視感効率
 $I_e(\lambda)$ は、波長 λ の光源放射強度
 $d\lambda$ は、積分範囲の上限の波長で八百三十ナノメートル

$I_e(\lambda)$ は、その光度を定めようとする光源の光度を定めようとする方向における波長 λ における分光放射強度の値

a_n は、周波数 n ヘルツにおける補正値
 P_n は、周波数が n ヘルツである成分の音圧実効値

P は、音圧実効値に聽感補正を行つて得られる値

P_n は、周波数が n ヘルツである成分の音圧実効値

A は、振動加速度実効値に感覚補正を行つて得られる値

A_n は、周波数 n ヘルツにおける成分の鉛直振動の振動加速度実効値

A は、振動加速度実効値に感覚補正を行つて得られる値

A_n は、周波数 n ヘルツである成分の鉛直振動の振動加速度実効値

A は、振動加速度実効値に感覚補正を行つて得られる値

A_n は、周波数 n ヘルツにおける成分の鉛直振動の振動加速度実効値

2 前項に規定するその他の因子は、一とする。
 (音圧レベルにおける聽感補正)

第六条 令別表第二第六号の音圧実効値に經濟産業省令で定める聽感補正を行つて得られる値は、その音を構成する周波数毎に別表第十に掲げる補正値を用いて次に掲げる式により算出する。

$$P = \left(\sum P n^2 \cdot 10^{\frac{40}{10}} \right)^{\frac{1}{2}}$$

令又は確立された国際的基準に従つて行う検査に用いるもの

三 輸出する貨物について当該貨物の購入者又はその指定する者が購入に際してする検査に用いるもの(前号に掲げるものを除く。)
 四 港湾運送事業法(昭和二十六年法律第百六十号)第三条第八号の検量事業を営む者が輸出する貨物の船積又は輸入する貨物の陸揚げを行ふに際してするその貨物の容積又は質量の検査に用いるもの(前二号に掲げるものを除く。)

第五条 令第七条第三号の經濟産業省令で定めるものは、次の各号に掲げる計量器とする。

一 令第七条第一号及び第二号の計量器を使用する者又は製造し若しくは修理する者が用いる計量器であつて經濟産業大臣の承認を受けたもの

二 都道府県知事の用いる計量器であつて經濟産業大臣に届け出たもの

三 入荷された商品

一 運送工具及びその部品

二 半導体製造装置及びその部品

三 植物油脂及び加工油脂

四 果実及びその加工品

五 調製穀粉

六 野菜及びその加工品

七 豆類及びその調製品

八 生鮮肉類及び肉製品

九 魚類、えび類及びかに類並びにこれらのか

十 茶、コーヒー及びココアの調製品

十一 香辛料

十二 めん・パン類

十三 菓子類

十四 酪農製品

十五 加工卵製品

十六 ソース

十七 調味料関連製品

十八 アルコールを含まない飲料

十九 食品のかん詰及びびん詰(他の号に掲げるものを除く。)

二十 化粧品(第一十三号に掲げるものを除く。)

二十一 歯磨き

二十二 化粧石けん

び第九条第三項の計量等を定める政令第一条第一項、八号および第三条の四の計量をするための器具、機械または装置等を定める省令（昭和三十二年通商産業省令第百五十号）は、廃止する。
平成九年九月三十日までは、別表第四中「生体内の圧力の計量」とあるのは、「生体内の圧力の計量及び真空工学における圧力の計量」とするものとする。

附 則		(平成一三年三月二二日經濟產業省 省令第三四〇号)		附 則		(平成一二年一〇月一三日通商產 業省令第一三〇号)	
二		一		別表第一	(第一條関係)	附 則	(平成一三年九月五日經濟產業省 省令第一八九号)
比重		織度	量の状態の物象	計量単位	定義	附 則	(平成二五年九月二六日經濟產業 省令第五〇号)
ない (計量単 位を付 さ)	テクス デニール トル	ム每メー ト	キログラ ム	一メートルにつき一 キログラムである織 度	一メートルにつき一 キログラム每メート ルの九百万分の一 キログラム每メート ルの百万分の一	この省令は、計量単位令の一部を改正する政 令の施行の日(平成二十五年十月一日)から施 行する。	この省令は、(平成二五年九月二六日經濟產業 省令第五〇号)による。この省令は、平成十三年四月一日から施行す る。
下において同一の体 質の十万千三百二十 五パスカルの圧力の 体						附 則 (令和六年六月七日經濟產業省令 第三六号)	附 則 (平成一二年一〇月一三日通商產 業省令第一三〇号)

積有する水の質量
に對する比

二十	一十	十	九	八	七	六
率ンル スエフ ギネ	ンル スエフ ギネ	ス率 エフル 子	スエフ 粒 子	湿度	度屈 折	力率
ル方ツ秒 メト又 ト平	一秒 メト はワ	一秒 メト はワ	一秒 メト はワ	度 セルシウ ス度又は	率 リ メート ル又はデ オブト	(計 量 位を付 さ ない)
ジユ ルメ トメル	ジユ ルメ トメル	ジユ ルメ トメル	ジユ ルメ トメル	度 セルシウ ス度又は	度 セルシウ ス度又は	電力の電力の二乗と 無効電力の二乗との 和の平方根に対する 比

角度	光度	物質量	温度	電流	時間	質量	長さ	態の量	物象の状	計量単位	記号	四十										三十						
												別表第2 (第2条関係)										度能濃放 射		密度能面放 射				
ラジアン	カンデラ	モル	は度	セルシウス度又	ケルビン	アンペア	時	分	秒	トン	グラム	キログラム	メートル	キュリ	キュリ	ラム	毎キログラム	キュリ	キュリ	ト	度	濃度	能濃度	一キログラムにつき一ベクレルの放射能濃度	一キログラムにつき一ベクレルの放射能濃度	能面密度	一平方メートルにつき一ベクレルの放射能面密度	一平方メートルにつき一ベクレルの放射能面密度
r a d	c d	m o l	°C	K	A	h	m i n	s	t	g	k g	m	記号	度	キュリ	一リットル	濃度	一キログラムにつき一キュリーの放射能濃度	一キログラムにつき一キュリーの放射能濃度	能濃度	一キログラムにつき一キュリの放射能濃度	一キログラムにつき一キュリの放射能濃度	能濃度	一キログラムにつき一ベクレルの放射能濃度	一キログラムにつき一ベクレルの放射能濃度	能面密度	一平方メートルにつき一ベクレルの放射能面密度	一平方メートルにつき一ベクレルの放射能面密度

仕事		動粘度		粘度		応力		圧力		メント 力のモー ト		力		密度		波数		回転速度		周波数		加速度		速さ		角加速度		角速度		体積		面積		立体角								
ワット時	ワット秒	ジユール	秒	平方メートル每	平方メートル秒	ニュートン秒	ニュートン毎平	方メートル	方メートル	バール	バール	ニュートン	ニュートンメートル	パスカル	パスカル	トル	トル	ニュートン	ニュートンメートル	グラム	グラム毎リットル	方メートル	キログラム毎立方メートル	g/L	g/m ³	k g/m ³	m ⁻¹	h ⁻¹	m ⁻¹	s ⁻¹	Hz	m/s ²	m/h	m/s	r ad/s ²	l又はL	m ₃	m ₂	s r	分	秒	度
W · h	W · s	J	m ₂ /s	N · s/m ₂	P a · s	N/m ₂	P a	b a r	N/m ₂	P a	N · m	N · m	/	g/l又はg	g/m ³	kg/m ³	m ⁻¹	h ⁻¹	m ⁻¹	s ⁻¹	Hz	m/s ²	m/h	m/s	r ad/s ²	l又はL	m ₃	m ₂	s r	°	°	°										

吸収線量		放射能		出率		中性子放		濃度		音響パワ	照度	輝度	光束	放射強度	電力密度	電磁波の	電力量	電力	ダンス	インピュー	ンダクタ	電気のコ	電気抵抗	タンス	磁束	磁束密度	起磁力			
ラド	グレイ	キュリー	ベクセル	毎分	毎秒	ルーム	グラム	トル	グラム	モル	モル	モル	ワット	ルクス	メートル	カンデラ	ジアン	ワット	ワット	ワット	ワット	ワット	ワット	オーム	ジーメンス	オーム	ヘンリ	ウェーバ	ステラ	アンペア
r ad	G y	C i	B q	m in -1	s -1	/ L	g / m 3	g / m 3	k g / m 3	は m o 1 / L	mo l 1 / m 3	W	1 x	c d / m 2	1 m	W / s r	W / m 2	W h	W s	J	W	Ω	S	Ω	H	W b	W b / m 2	T	A	

別表第4 (第2条関係)																			
生体内の圧力の計量		船舶の体積の計量		土地の面積の計量		航海又は航空に係る角度の計量		金貨の質量の計量		宝石の質量の計量		海面又は空中における長さの計量							
トルメー	水柱メートル	水銀柱ミリメートル	水銀柱センチメートル	水銀柱セントメートル	水銀柱メートル	ミリガル	ノット	トン	ヘクタール	アール	点	ンス	トロイオ	カラット	オングス	トローム	海里	計量単位	
mH_2O	$g\ mm$	$g\ mm$	$g\ cm$	$g\ m$	mH	$1\ mg$	$G\ a$	$k\ t$	T	ha	a	$p\ t$	oz	mom	$c\ t$	\AA	$n\ m$	$M\ mm$	記号 又は m

湿度		屈折度		粒度		圧縮強さ		引張強さ		比重		織度		物象の状態		別表第5(第2条関係)	血圧の計量		
は 度 又 は 度 又 度 又	温 度 百 分 率	デ イ オ ブ ト リ ー	温 度 百 分 率	メ ト ル	メ ト ル	方 メ ト ル	ニ ュ ー ト ン	バ ス カ ル	方 メ ト ル	ニ ュ ー ト ン	バ ス カ ル	重 ボ ー メ 度	テ ク ス	デ ニ ー ル	ト ル	キ ロ グ ラ ム	每 メ ト ル	計 量 単 位	記 号
℃	%	は D p t r 又	は D p t r 又	m	m ₁	m	N / m ₂	p a	N / m ₂	p a	B h	t e x	D	k g / m					

質量		長さ		量状態の物象の		別表第6 (第2条関係)							放射能濃度	度		率		エネルギー		フルエンス		粒子フル		ンス率		
オンス	グレーン	ポンド	フート又はフィート	インチ	ヤード		計量単位	トル	キュリーメートル	キュリーメートル	キュリーメートル	キュリーメートル	トル	ベクレル	ベクレル	ベクレル	ベクレル	ベクレル	ベクレル	ベクレル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル
oz	gr	lb	ft	in	yd		記号	はC C i i L	Ci i /l 又	C i / g	C i / kg	C i / m 3	はB B q q /L	B q / g	B q / g	B q / kg	B q / m 3	C i / m 2	B q / m 2	W / m 2	2 • J / (s)	2 W • / m m	J / m 2	i n - 1	m - 2 • m	1 m - 2 • s -

第八条第四号 に掲げる計量器	別表第十三(第十一 条関係)	検量用			
第一号に掲げる 計量器	第一号に掲げる 計量器	航空用			
第二号に掲げる 計量器	第十一條第一項 第二号に掲げる 計量器	自衛用			
武器		航			